

2026 年 8 月 31 日

金融審議会
会長 神作 裕之 殿

金融担当大臣 片山 さつき

金融庁設置法第 7 条第 1 項第 1 号により下記のとおり
諮問する。

記

○ 保険制度の在り方に関する検討

近年の企業や家計をとりまく不確実性の高まりを踏まえ、企業の成長投資を後押しするとともに、国民生活の安全安心を確保するための保険機能を強化する観点から、再保険キャプティブ制度の創設や、生命保険のセーフティネット制度の在り方について検討を行うこと。